

新潟県選挙管理委員会規程第3号

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会委員長 桜井 甚一

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する規程

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 法第20条の2第2項の規定による報告書等に係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、<u>第2号</u>に掲げる方法の実施は、報告書等を電磁的記録として保有している場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>	<p>第7条 法第20条の2第2項の規定による報告書等に係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、<u>第2号及び第3号</u>に掲げる方法の実施は、報告書等を電磁的記録として保有している場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。